

## 人 事 院 事 務 総 長

「国と民間企業との間の人事交流の運用について」の一部改正について（通知）

「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成26年5月29日人企一660）」の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>規則第13条関係</p> <p>この条の人事院が定める国の機関に置かれる部局等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十五 （略）</p> <p>十六 法務省の各矯正管区（その管轄区域内の刑務所等を含む。）、各地方更生保護委員会（その管轄区域内の保護観察所を含む。）<u>又は各法務局（その管轄区域内の地方</u></p>	<p>規則第13条関係</p> <p>この条の人事院が定める国の機関に置かれる部局等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十五 （略）</p> <p>十六 法務省の各矯正管区（その管轄区域内の刑務所等を含む。）、各地方更生保護委員会（その管轄区域内の保護観察所を含む。）<u>、各法務局（その管轄区域内の地方</u></p>

<p><u>方法務局を含む。)</u></p> <p>十七 (略)</p> <p>十八 <u>出入国在留管理庁の各地方出 入国在留管理局</u></p> <p>十九～三十一 (略)</p>	<p><u>法務局を含む。)</u> 又は各地方入国 <u>管理局</u></p> <p>十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十八～三十 (略)</p>
--	--

以 上